

宮崎県ゴルフツーリズム誘客促進事業委託業務仕様書

1. 事業の名称

宮崎県ゴルフツーリズム誘客促進事業委託業務

2. 目的

冬の北海道からの誘客を目的とし、旅行会社や航空会社等の持つセールスツールを活用することで宮崎への誘客を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4. 委託料上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

5. 業務委託の内容

旅行業第1種又は第2種の資格を有し、ゴルフツーリズム誘客促進事業を実施するものとし、委託内容は次のとおりとする。

(1) 商品造成業務

①ターゲットの設定

当事業の実施にあたり、自社の強み、北海道と宮崎の接続等を考慮して、北海道内から宮崎へ誘客する地域や年齢等のターゲットを明確化すること。

②旅行商品の造成

- ・北海道発の宮崎を目的地としたゴルフ旅行商品の造成を行うこと。一部のゴルフ場やホテルに偏りがないよう、行程に含むゴルフ場やホテルについては、県と協議の上、決定するものとする。
- ・恵まれたゴルフ環境（ゴルフ場、気候）や食など、本県の強みを考慮した旅行商品案を、販売価格を含めて（概算可）企画提案書へ記載すること。

(2) 販売等業務

- ・上記（1）の商品をWEBやSNS等の広報ツールを活用し、最も効果のある手法を通じてPRし、販売促進へ繋げること。
- ・活用するツールと広告表示回数やクリック率等のKPIを設定すること。
- ・販売商品の県内でのKGIを延宿泊者数、KPIをゴルフプレー数として設定すること。KGIは最低500人泊以上、KPIは最低330プレー以上とする。

(3) 実績報告業務

①実績報告

- ・事業の完了に合わせて実績報告を行うこと。
- ・報告書の案を、企画書への案に記載すること。これらを基礎資料として、宮崎県と受託者で

協議の上、決定するものとする。事業の効果・実績を定量的、定性的に把握できるようにすること。

②実績報告に加える内容

- ・広告を閲覧した者について、個人を特定しない範囲で「属性（エリア・年代・性別等）」を調査すること。
- ・来県者の個人を特定しない範囲で「属性（エリア・年代・性別等）」を集計し、報告すること。
- ・販売状況や、旅行者の声から、今後の宮崎県のゴルフツーリズム推進へ効果的な情報を提供すること。

(4) その他

- ・受託後、速やかに旅行商品の造成、販売等のスケジュールを作成し、県と協議の上、事業を実施すること。
- ・進捗状況については、随時、県へ報告すること。

6. 成果物

- (1) 業務実施報告書 3部
- (2) プロモーションに活用した素材等
- (3) 上記(1)(2)を含んだCD-ROM (1枚)

7. 企画提案で重視する点

以下の視点を取り入れた企画提案書を提出すること。

- (1) ターゲット及び期待される効果を明確にし、多くの需要が見込まれる提案
- (2) 本県のゴルフ環境の知名度、好感度、ブランド力が着実に向上する提案
- (3) 最大の効果が得られるよう様々な手法をベストミックス、ベストタイミングにより展開する提案
- (4) 宮崎県のゴルフ環境（ゴルフ場、気候）や食など、本県の強みを踏まえた提案
- (5) 事業効果として設定するKPIが適当である提案

8. 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

9. 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行

うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下、「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

- ② 受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

10. 留意事項

- (1) 本事業は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、中止又は停止する可能性がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (4) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (5) 各業務にかかる撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。